

阿南工業高等専門学校広報情報室委員会規則

(平成21年4月1日)

(規則第32号)

(設置)

第1条 阿南工業高等専門学校広報情報室規則第12条第2項の規定に基づき、阿南工業高等専門学校広報情報室委員会（以下「委員会」という。）に関し、必要な事項を定める。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について審議する。

- (1) 広報情報室の管理運営に関する事項
- (2) メディア広報部門の業務に関する事項
- (3) 入試広報部門の業務に関する事項
- (4) その他広報情報室に関する事項

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 室長
- (2) 副室長
- (3) メディア広報部門長
- (4) 入試広報部門長
- (5) その他室長が指名する者

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、室長をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故あるときは、副室長がその職務を代行する。

(議事)

第5条 委員会は、委員の過半数が出席しなければ議事を開き、議決することができない。

- 2 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

(審議結果)

第6条 委員長は、委員会の審議結果を、速やかに校長に報告するものとする。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員長が必要と認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(部門会議)

第8条 部門長は、必要に応じて部門会議を開催することができる。

- 2 部門会議に関し必要な事項は、別に定める。

(事務)

第9条 委員会に関する事務は、学生課において処理する。

(雑則)

第10条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。